

2026年5月13日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

(コード番号：8316)

株主提案に対する当社取締役会の意見について

当社は、2026年6月26日開催予定の第24期定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権を行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該提案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 提案株主

株主1名による提案であります。

※提案株主は個人株主であるため、提案株主の氏名の開示は控えさせていただきます。

2. 株主提案の内容

別紙をご参照ください。

3. 株主提案に対する当社取締役会の意見及びその理由

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、健全性の確保を前提に、株主還元の強化と成長投資をバランスよく実現し、持続的な株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針としております。その中で、株主還元については、配当を基本とし、機動的な自己株式の取得も実施することとしています。

自己株式の取得は、ROE（自己資本利益率）やEPS（1株当たり純利益）の向上に資する重要な株主還元策であり、その検討や実施に当たっては、市場環境や当社の業績、株価、資本の状況及び成長投資の機会等を踏まえ、迅速かつ柔軟に経営判断を行う必要があります。

そのため、当社は、会社法の定めに基づき当社定款に規定することで、自己株式の取得を取締役会の決議により実施できることとしており、こうした枠組みが合理的かつ適切であると判断しております。そのうえで、当社は、当該定款規定のもと、会社法の定める分配可能額の範囲内で、その時々状況を踏まえて、機動的に自己株式の取得を決定及び実施するとともに、適時適切に開示を行っております。

本株主提案は、自己株式の取得に係る基本方針、取得できる株式の総数、取得価格の総額及び取得することができる期間等を株主総会の決議により定めることを求めています。本株主提案のように、自己株式の取得を株主総会の決議事項に限定することとした場合には、適時に実施できなくなることで資本政策の機動性が損なわれ、ひいては当社の企業価値を毀損することにつながるおそれがあります。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

以 上

株主提案の内容

(以下は、提案株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を、原文のまま記載したものです。)

定款の一部変更の件（自己の株式の取得に係る権限配分の見直し）

提案内容

現行定款第8条を、次のとおり変更する。

（自己の株式の取得）

第8条 当社は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、自己の株式を有償で取得するときは、株主総会の決議により、自己の株式の取得に係る基本方針、取得する株式の種類、取得し得る株式の総数、取得価額の総額及び取得することができる期間を定める。

② 取締役会は、前項の株主総会決議の範囲内において、法令の定めに従い、取得の時期、方法その他自己の株式の取得に係る具体的事項を機動的に決定することができる。

提案理由

当社は、4月公表の新中期経営計画の概要において、株主価値増大、資本効率向上及び重点戦略領域への優先的資源配分を掲げました。一方、金融業である当社においては、自己株式の取得が財務健全性、成長投資、株主還元及び将来の金融仲介余力に影響し得ます。近時の自己株式の取得は補助的措置に留まらない規模ですが、現行定款第8条に基づき、取締役会決議で実施し得る体制です。自己株式の取得による還元は配当と異なり、株主に直接交付されず、実現方法・時期を会社の判断に委ねる性質を有します。また、CET1比率目標も直ちに株主関与を排しえません。本提案は、自己株式の取得そのもの又は機動的執行を否定せず、具体的事項は取締役会に委ねつつ、会社法の趣旨にも照らし、基本方針及び取得枠への株主総会の関与を求めるものです。よって、重要な資本配分に係る適切な権限配分、説明責任及び株主監督の観点から、定款変更を行うことが適切です。